

訪問型サービスA (基準緩和サービス)について

基準緩和サービスについて

- 介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和した「訪問型サービスA(基準緩和サービス)」を平成29年4月から実施します。
- 従事者の人員基準を緩和し、身体介護を伴わないサービスを提供できるようにします。
- 大曲仙北広域では要支援1.2の軽度の認定者の増加が著しく、今後介護を提供する人材不足が一層懸念されます。効率的な人員配置とともに介護人材のすそ野を広げ、専門職が身体介護や専門的なサービスを重点的に提供できるような体制整備を行います。
- 要支援者等の選択できるサービス、支援を充実し、在宅生活の安心確保を図ります。

対象となる方とサービス提供者について

■対象者

- 要支援者もしくは事業対象者で、身体介護を伴わない、生活援助のみ必要な方を対象とします。
- 生活援助のみ利用の方が機械的に振り分けられるわけではなく、介護予防ケアマネジメントにより、現行相当の訪問介護員による専門的なサービスを必要としないと判断された方が利用となります。
- 生活援助のみの利用であっても、訪問介護員による生活援助が必要な方は現行相当サービスを利用できます。
- 広域が定める内容の研修修了者によるサービスでも問題ない方、低料金のサービスを希望する方は基準緩和型サービスの利用が考えられます。

■サービス提供者

- 訪問型サービスAの指定を受けた介護予防訪問介護事業所の訪問介護員
- 広域が定める内容の研修を修了した方(訪問型サービスAの指定を受けた事業所に勤務する必要があります。)

サービス内容について

○訪問介護の生活援助の範囲内

(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省平成12年老計第10号通知※)において示されている生活援助等)

※厚生省平成12年老計第10号通知

平成12年3月17日に、厚生労働省老健局老人福祉計画課長名で出された通知。現在の訪問介護におけるサービス内容を規定するものになるサービス行為の区分であり、「身体介護」と「生活援助」の項に分かれており、それぞれの示す具体的な行為を規定している。

身体介護	生活援助
<p>1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック/利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック/環境整備/換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等/相談援助、情報収集・提供/サービス提供後の記録等</p> <p>1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）/食事介助/特段の専門的配慮をもって行う調理</p> <p>1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）/部分浴（手浴及び足浴・洗髪）/全身浴/洗面等/身体整容（日常的な行為としての身体整容）/更衣介助</p> <p>1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助</p> <p>1-4 起床及び就寝介助</p> <p>1-5 服薬介助</p> <p>1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）</p>	<p>2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック/利用者の安否確認、顔色等のチェック/環境整備/換気、室温・日あたりの調整等/相談援助、情報収集・提供/サービスの提供後の記録等</p> <p>2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃/ゴミ出し/準備・後片づけ</p> <p>2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯/洗濯物の乾燥（物干し）/洗濯物の取り入れと収納/アイロンがけ</p> <p>2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等</p> <p>2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）/被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）</p> <p>2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ/一般的な調理</p> <p>2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）/薬の受け取り</p>

事業所の指定について

- 既存の介護予防訪問介護事業所がサービスを提供します。
- 介護予防訪問介護相当サービスと同様に大曲仙北広域市町村圏組合が実施事業所の指定を行います。
- 申請書様式、添付必要書類は介護予防訪問介護相当サービスの指定に係る申請書等と同様とする予定です。様式、添付必要書類は次回説明会(1月下旬から2月初旬にかけて開催予定)でお示しします。

報酬の支払いについて

- 介護予防給付や介護予防訪問介護相当サービスと同様、審査及び支払に関する事務を国保連合会に委託して行います。
- 基準緩和サービス用の請求コードを広域で用意します。

訪問型サービスの基準について

※()は、国の居宅サービスの指定基準省令による。

分類	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA (基準緩和サービス)
人員	①管理者 常勤・専従1以上(6条) ※支障がない場合、当該介護予防訪問介護相当サービスの他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	①管理者 専従1以上 ※常勤、非常勤を問わない ※支障がない場合、当該訪問型サービスAの他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能

分類	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（基準緩和サービス）
人員	②訪問介護員 常勤換算2.5 以上(5条) 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者】	②従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・または広域が指定する内容の研修修了者】 ※常勤、非常勤を問わない
	③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40 人に1 人以上※(5条1項) 【資格要件:介護福祉士・実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※一部非常勤職員も可能	③訪問事業責任者 従事者のうち必要数1 人以上 【資格要件:従事者と同じ】 ※常勤・非常勤を問わない
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品(7条)	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営 [ポイント]	※介護予防訪問介護の基準と同様	・必要に応じて個別サービス計画の作成 ※ケアプランの記載内容のみでは不十分である場合等(例:掃除の段取り、料理内容や時間帯等の本人の希望 等)

分類	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（基準緩和サービス）
運営	<p>個別サービス（訪問介護）計画の作成(24条) 内容及び手続の説明及び同意(8条) 受給資格等の確認(11条) 心身の状況等の把握(13条) 地域包括支援センター（居宅介護支援事業者）等との連携(14条) 介護予防（居宅サービス）ケアプランに沿ったサービスの提供(16条) 介護予防ケアプラン（居宅サービス）の変更の援助(17条) 身分証の携行(18条) サービス提供の記録・整備(19・39条) 利用料等の受領・証明書の交付(20・21条) 同居家族に対するサービス提供の禁止(25条) 利用者に関する市町村への通知(26条) 緊急時・事故発生時の対応(27・37条) 運営規程(29条) 従事者の清潔の保持・健康状態の管理（衛生管理等）(31条) 従事者または従事者であったものの秘密保持(33条) 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止(35条) 苦情処理(36条の1) 地域との連携(36条の2) 廃止・休止の届出と便宜の提供(介護保険法74・5項)</p> <p>提供拒否の禁止(9条) 要介護認定の申請に係る援助(12条) 法定代理受領サービス提供を受ける為の援助(15条) 訪問介護の基本的取扱方針・具体的取扱方針(22・23条) 管理者及びサービス提供責任者の責務(28条) 勤務体制の確保・掲示・広告(30・32・34条) ※()は、国の居宅サービスの指定基準省令による。</p>	<p>※必要に応じて個別サービス計画の作成 内容及び手続の説明及び同意 受給資格等の確認 心身の状況等の把握 地域包括支援センター等との連携 介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供 介護予防ケアプランの変更の援助 身分証の携行 サービス提供の記録・整備 利用料等の受領・証明書の交付 同居家族に対するサービス提供の禁止 利用者に関する市町村への通知 緊急時・事故発生時の対応 運営規程 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者または従事者であったものの秘密保持 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>◎個別サービス計画なし・・・実施報告書も毎月でなく3か月に1回</p>
サービス内容	◎現行相当（老計10号の身体・生活援助）	◎老計10号の生活援助

分類	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（基準緩和サービス）
単価	週1 回程度 266 単位／回 月4 回超の場合 1,168 単位／月 週2 回程度 270 単位／回 月8 回超の場合 2,335 単位／月 週2 回超 285 単位 月12 回超の場合 3,704 単位／月	週1 回 212単位／回（月4回まで） 週2 回 216 単位／回（月8回まで） 週3 回程度 228 単位／回（月12回まで） * 現行相当の約8割
加算減算	◎現行相当	◎加算減算はなし
上限回数	事業者対象者は要支援1の限度とする。 利用者の状態で月12回を上限とする。（ケアマネジメントで必要性を判断） 【ケアマネジメントで必要と認められる例】 ①認知機能の低下や精神・知的障害により、日常生活に支障があるような症状を伴う方 ②退院直後で状態が変化しやすく自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な方 ③生活環境の悪化により健康に支障を及ぼすおそれのある方や社会との断絶をしている方などの専門的な支援を必要とする方 ④心疾患や呼吸疾患、がんなどの疾患により、日常生活の動作時の息切れ等により日常生活に支障がある方 ⑤ストーマが必要な方 ガイドラインより	月4回を原則とし、ケアマネジメントで必要と認めると月12回までを上限とする。
利用者負担・請求	所得状況で1割・2割負担 請求は国保連合会経由	所得状況で1割・2割負担 請求は国保連合会経由

広域が指定する内容の研修について

- 訪問型サービスA(基準緩和サービス)において、介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者でない者を業務に従事させる場合に、事業者が当該従業者に対して実施すべき研修内容は下記のとおりです。
- 介護職員初任者研修項目を目安に、広域で具体的なカリキュラム案を作成し、別途お示しします。

記

1 研修すべき内容

1) 介護従業者としての心得や倫理について

高齢者宅を訪問する介護従業者として、利用者の信頼感を損なうことがないよう、身だしなみや清潔・衛生の確保、利用者との接し方などの基本的な心得及び人権の尊重や守秘義務など介護従業者としての職業倫理について、研修を行うこと。

2) 本サービスで行うことができない行為について

訪問Aは身体介護を一切要しない利用者に対する訪問サービスであり、従業者には身体介護と生活援助の別(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」参照)と本サービスでは身体介護を行ない得ないことを明確に指導すること。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業は、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的サービスであり、単なる家事サービスではない。このため、訪問サービスとして実施できる生活援助の内容は原則として介護保険給付の対象となる訪問介護と同様であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできない。(「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について(老振第76号)」参照)

従業者に対し、これらの行って良い行為、行うことができない行為の区別を明確に指導すること。

3) 高齢者のこころとからだに関する理解について

従業者が高齢者とのコミュニケーションを円滑に図るとともに高齢者の心身の変化を見逃すことがないように、老化により生じる高齢者のこころやからだの変化について研修を行うこと。

4) 介護保険制度の概要

介護保険の被保険者や保険料、認定制度、サービスの利用手順(給付)、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなど、介護従業者として業務にあたる上で知っておくべき介護保険制度の概要について研修を行うこと。

5) 事業所の支援体制について

有資格者でない従業者が高齢者宅を訪問する場合、緊急時等の対応について自身では判断がつかないケースが生じる可能性がある。こうした場合に備え、緊急事態が発生した場合、どのように事業所職員と連絡を取り対応の指示を仰ぐべきか、事業所の支援体制について、研修を行うこと。事業所は有資格者でない訪問介護員に限らず、緊急事態が発生した場合に事業所職員が組織的に対応できるよう支援体制を整備されたい。